

第22期 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日から2020年3月31日まで



開催情報

日時：2020年6月19日（金曜日）

午前9時受付開始

午前10時開会

場所：東京都千代田区大手町1丁目5番1号

大手町ファーストスクエア カンファレンス

イーストタワー2階 Room B

議案

第1号議案 剰余金の処分の件 …… 4

第2号議案 取締役5名選任の件 …… 5

第3号議案 監査役1名選任の件 ……12

第4号議案 補欠監査役1名選任の件…13

目次

第22期定時株主総会 招集ご通知 …… 1

株主総会参考書類 …… 4

事業報告 ……15

連結計算書類 ……38

計算書類 ……41

監査報告書 ……44

株主総会ご出席株主様へのご来場記念品の配布を
取り止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ハウスコム株式会社

証券コード：3275

証券コード 3275

2020年6月4日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目16番1号

ハウスコム株式会社

代表取締役社長 田 村 穂

第22期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月18日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2020年6月19日（金曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区大手町1丁目5番1号
大手町ファーストスクエア カンファレンス
イーストタワー2階 Room B
会場が昨年と異なりますのでご注意ください。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、大手町ファーストスクエアカンファレンスが利用できなくなる場合には、開催場所を当社の本社オープンスペースに変更する可能性がございます。この場合は、決定次第、当社ウェブサイトにてご案内を致します。株主総会当日にご来場予定の株主様は、あらかじめご確認くださいませようお願い申し上げます。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | <ol style="list-style-type: none">1. 第22期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件2. 第22期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役5名選任の件

第3号議案

監査役1名選任の件

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

以上

- ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の想定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しています。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
- ◎ 当日は、節電への協力のため、会場内の空調設定温度を高めにご設定させていただきます。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会ご出席株主様へのご来場記念品の配付を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト：<https://www.housecom.co.jp/>

議決権行使方法についてのご案内

株主総会へのご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。

株主総会開催日時 2020年6月19日（金曜日）午前10時

書面の郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）にご返送ください。

書面の郵送による議決権行使期限 2020年6月18日（木曜日）午後5時30分到着

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつとして認識しております。配当政策につきましては、株主の皆様への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じて、継続的かつ安定的に利益配分する方針であり、具体的には、各期の経営成績の状況等を勘案し、配当性向30%を基本方針に、株主の皆様への利益還元を行って参ります。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり1株につき18円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金18円を含め、1株につき36円となります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18円 総額139,063,716円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月22日

第2号議案

取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役竹内啓氏が辞任により退任し、取締役田村穂氏、取締役安達昌功氏、取締役石本哲敏氏及び取締役角田朋子氏は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名	現在の当社に おける地位	現在の当社に おける担当	当事業年度における 取締役会への出席状況
1	再 任 田 村 穂	代表取締役	社長執行役員	12回中12回出席 (100%)
2	再 任 安 達 昌 功	取締役	執行役員 I Tシステム部長	12回中12回出席 (100%)
3	新 任 川 原 栄 司	—	—	—
4	再 任 社 外 独 立 石 本 哲 敏	取締役	—	12回中10回出席 (83.3%)
5	再 任 社 外 独 立 角 田 朋 子	取締役	—	12回中12回出席 (100%)

候補者番号 1

た むら けい
田 村 穂

(1965年7月29日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式
60,200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1994年11月 ハウスコム株式会社（2006年2月に株式会社ジューシー情報センターに商号変更）入社
- 2003年12月 当社へ転籍
- 2005年4月 取締役西日本営業部長
- 2010年4月 常務取締役東日本営業部長
- 2012年4月 常務取締役営業本部長
- 2014年3月 代表取締役社長
- 2018年4月 代表取締役社長執行役員（現任）

選任理由

同氏は、長年にわたり、当社の事業全般について業務を執行し、ハウスコムブランド及び企業価値の向上に尽力してまいりました。代表取締役に就任後は、業務の執行に加え、当社グループ全体を統括しており、当社の持続的な成長及び新規分野への進出等に強いリーダーシップを発揮しております。また、他の取締役の業務執行の監督についても、その職責を十分に果たしております。

今後も、当社グループのさらなる発展のためにその豊富な経験、知識及びリーダーシップが必要と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

あ だち まさ のり
安 達 昌 功

(1971年7月23日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式
29,400株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1994年8月 ハウスコム株式会社（2006年2月に株式会社ジューシー情報センターに商号変更）入社
2003年12月 当社へ転籍
2010年4月 中日本営業部長
2012年4月 東日本営業部長
2014年4月 事業推進部長
2014年6月 取締役事業推進部長
2017年4月 取締役経理部長兼情報システム部長
2018年4月 取締役執行役員業務部長
2020年4月 取締役執行役員ITシステム部長（現任）

選任理由

同氏は、長年にわたり、当社の営業部門及び管理部門の責任者として、その豊富な経験及び知識を十分に発揮して、ハウスコムブランド及び企業価値の向上に尽力してまいりました。また、他の取締役の業務執行の監督についても、その職責を十分に果たしております。

今後も、当社グループのさらなる発展のためにその豊富な経験及び知識が必要と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **3**

かわ はら えい じ
川 原 栄 司

(1967年12月15日生)

新 任

所有する当社の株式数

**普通株式
0株**

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1993年11月 大東建託株式会社入社
2012年4月 同社テナント営業推進部長
2015年6月 当社取締役
2017年4月 大東建託パートナーズ株式会社専務取締役（現任）

選任理由

同氏は、長年にわたり不動産賃貸業界において業務を行っており、現在は大東建託パートナーズ株式会社の専務取締役として、その豊富な経験及び知識を活かして業務の執行を行っております。
当社としましては、当社グループのさらなる発展のため、同氏の有する経験及び知識が必要と判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

いし もと あき とし
石 本 哲 敏

(1962年6月1日生)

再 任

社 外

独 立

所有する当社の株式数

普通株式
0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年4月 東京弁護士会登録

2000年4月 石本哲敏法律事務所開所
同所代表弁護士（現任）

2007年4月 あいホールディングス株式会社社外監査役（現任）

2007年9月 当社取締役（現任）

2019年3月 岡部株式会社社外取締役（現任）

選任理由

＜社外取締役候補者とした理由＞

同氏につきましては、取締役会の監視機能強化のため、また、CS（顧客満足）向上に関する同氏の弁護士としての専門知識と経験等を、当社の経営に活かしていただけたと考えたため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって12年9ヶ月となります。

候補者番号 **5**

つのだともこ
角 田 朋 子

(1971年4月9日生)

再 任

社 外

独 立

所有する当社の株式数

普通株式

0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2001年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2006年10月 個人会計事務所開所
2007年12月 公認会計士登録
2008年10月 有限責任監査法人トーマツ入所
2014年2月 角田朋子公認会計士事務所開所
同所代表公認会計士（現任）
2017年8月 株式会社シン・コーポレーション社外取締役
2018年6月 当社取締役（現任）
2018年8月 株式会社Lumiere代表取締役（現任）

選任理由

<社外取締役候補者とした理由>

同氏につきましては、取締役会の多様性を図り監視機能を強化するため、また公認会計士としての専門知識と経験等の見地から経営や企業統治に関する意見をいただき、重要事項の決定と業務執行の監督機能の強化を図るため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者川原栄司氏は、現在親会社の子会社である大東建託パートナーズ株式会社の業務を執行しております。
- なお、同氏の同社における地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
3. 取締役候補者石本哲敏氏、角田朋子氏の両氏は、社外取締役候補者であります。
- なお、当社は石本哲敏氏、角田朋子氏の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、現在、石本哲敏氏、角田朋子氏の両氏との間で、当社定款第27条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、当契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役鶴田信一郎氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

つる た しんいちろう
鶴 田 信一郎

(1957年12月9日生)

再 任

社 外

独 立

所有する当社の株式数

普通株式
0株

略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1995年4月 第二東京弁護士会登録

1995年4月 蜂谷法律事務所 入所

2004年4月 独立開業（現任）

2016年6月 当社監査役（現任）

選任理由

<社外監査役候補者とした理由>

同氏につきましては、弁護士としての専門知識と経験等により、業務執行の経営判断の妥当性について、法的立場から意見・支援を受けることで、当社の監査体制の強化に活かしていただけたと考えたため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者鶴田信一郎氏は、社外監査役候補者であります。
- なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、現在、鶴田信一郎氏との間で、当社定款第35条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、当契約を継続する予定であります。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者の補欠の社外監査役としての選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

おくのたかし
奥野剛史

(1978年3月26日生)

再任

所有する当社の株式数

普通株式
0株

略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

2009年9月 第一東京弁護士会登録

長谷川俊明法律事務所入所

2012年1月 FoxMandal & Associates外国法顧問

2013年5月 弁護士法人北浜法律事務所入所

2015年8月 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所入所

2017年5月 奥野法律事務所開所（現任）

選任理由

<補欠の社外監査役候補者とした理由>

同氏につきましては、弁護士としての専門知識と経験等により、業務執行の経営判断の妥当性について、法的立場から意見・支援を受けることで、当社の監査体制の強化に活かしていただけると考えたため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者奥野剛史氏は、補欠の社外監査役候補者であります。当社は、奥野剛史氏が選任され、監査役に就任した場合、当社定款第35条の規定に基づき、同氏との間で会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いていた景気について消費税増税後に変化の兆しがみられた中で、2020年に入ってから新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりにより多くの産業が需要・生産活動の両面で影響を受け、企業活動の低下や雇用環境の悪化、消費者の先行き不安心理の広がりが現れております。

当業界におきましては、市場環境としては、活発な企業活動や高い水準で維持されていた求人倍率など部屋探しの需要を支える環境が続いてきましたが、足元では新型コロナウイルス感染症の広がりによる影響の下、生活改善意向による転居や転勤・就職に伴う転居等の需要層では部屋探しを抑制・先送りする状況が生じており、需要全体としては一時的に縮小しているものと推測されます。一方、競争という観点では、「不動産テック」と呼ばれるIT技術を活用して部屋探しのお客様のニーズを満たすことの重要性がかねてより増しつつありましたが、対面サービスからオンライン上でのサービスに利用志向がシフトする環境下では、その重要性が一層高まってきていると考えられます。また、そうした技術に基づくサービスの活用に加えて、リアルな地域情報に基づいた新生活のストーリーをお客様に提案する力の重要性は損なわれておらず、企業としての総合的な対応力が競争力につながる事業環境が広がっております。

このような事業環境の下で、当社グループ（当社及び当社の連結子会社）は、2019年4月26日に発表した新たな中期経営計画（2020年3月期から2022年3月期の3か年計画）において、新規出店による規模の拡大、店舗の競争力強化、新商品・新規事業を通じた収益源の多様化、成長を支える内部体制の充実、これら4つの項目を戦略の要として掲げ、事業展開を進めてまいりました。当事業年度においては、7店舗の新規出店を行い期末店舗数は直営店184店舗、フランチャイズ1店舗の合計185店舗となりました。また、2019年5月1日には大東建託株式会社からジューシー出版株式会社（現ハウスコムテクノロジーズ株式会社）の株式を100%取得・子会社化して連結経営体制に移行し、同年7月1日には建築・リフォーム事業を営むエスケイビル建材株式会社の株式を100%取得・子会社化して、新規事業成長を加速する橋頭堡を築きました。そして、社会的認知度や信用力を高め企業価値の向上を図ることを目的として上場市場変更の取り組みを進め、2019年6月14日には当社株式の上場市場がJASDAQ（スタンダード）から東京証券取引所市場第二部に市場変更され、次いで同年8月30日には東京証券取引所市場第一部の銘柄に指定されました。

このように当社グループは既存事業の成長と事業領域の拡大に着実に取り組み、積極的な事業展開を進めてまいりましたが、転居・引っ越し需要の高まる第4四半期会計期間において、新型コロナウイルス感染症の広がりによる社会経済状況の変化が生じたことにより、当

社グループ業績も影響を受けることとなりました。

これらの結果、当社グループの連結業績は、営業収益13,015百万円、営業利益1,017百万円、経常利益1,183百万円、親会社株主に帰属する当期純利益673百万円となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりです。なお、当社グループは当連結会計年度よりセグメント毎の業績を開示することといたしました。前事業年度のセグメント業績は算定していないため、セグメント業績の前年対比は省略しております。また、セグメント区分による各事業の内容は（注1）（注2）に記載しております。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

① 不動産関連事業（注1）

不動産関連事業は、これまでの店舗網の拡充や周辺商品の品揃えを増やしてきた効果の蓄積、そしてハウスコムテクノロジーズ株式会社の子会社化に伴う収入源の拡大により、収入が伸長して営業収益は11,672百万円となり、セグメント利益については2,364百万円となりました。これらの業績は、第4四半期会計期間における社会経済情勢の影響を受けて、ハウスコム株式会社単体における施工関連事業以外の営業収益が前期比プラス359百万円（3.4%増）、当初計画対比マイナス264百万円（2.3%減）となったこと、ハウスコムテクノロジーズ株式会社が同影響により営業収益及び利益ともに計画対比でマイナスとなったことが反映されたものであります。

今後は、当面の社会情勢下では効率的な店舗運営に努めるとともに、市場回復時の顧客獲得の準備、将来の成長のために新規出店や情報システム投資の継続、新規商品の導入、新規学卒者採用の注力等を推し進めてまいります。

② 施工関連事業（注2）

施工関連事業は、ハウスコム株式会社内のリフォーム事業の伸長と当期に子会社化したエスケイビル建材株式会社における収入の連結寄与により、営業収益は1,343百万円、セグメント利益は166百万円となりました。これらの業績は、ハウスコム株式会社内のリフォーム事業の営業収益が前期比プラス165百万円（17.9%増）、当初計画対比プラス153百万円（16.4%増）となったこと、エスケイビル建材株式会社の業績を連結対象期間において取り込んだことが反映されたものであります。

今後は、受注単価の高い工事の受託に取り組むとともに、エスケイビル建材株式会社の経営資源を活用した事業拡大に注力する予定です。

（注1）「不動産関連事業」は、不動産仲介、広告・損害保険・各種サービス等に関する事業です。

（注2）「施工関連事業」はリフォーム、請負建築工事等であり、ハウスコム株式会社内のリフォーム事業及び100%子会社のエスケイビル建材株式会社による事業により構成されています。

(参考) ハウスコム株式会社単体における経営成績は、以下のとおりです。

事業部門	営業収益 (千円)	比率 (%)	前期比 (%)
不動産賃貸仲介事業	5,415,205	44.7	102.5
仲介関連サービス事業	5,117,945	42.2	108.6
その他の事業	1,592,738	13.1	99.4
合 計	12,125,890	100.0	104.5

ハウスコム株式会社単体における当事業年度の業績は、営業収益12,125百万円（前年同期比4.5%増）、営業利益1,265百万円（前年同期比10.7%増）、経常利益1,429百万円（前年同期比6.0%増）、当期純利益927百万円（前年同期比4.1%増）となりました。営業収益においては、仲介手数料単価の上昇等により不動産賃貸仲介事業が130百万円増加（前年同期比2.5%増）、周辺商品販売の拡大とリフォーム事業の伸長により仲介関連サービス事業が404百万円増加（前年同期比8.6%増）、その他の事業が9百万円減少（前年同期比0.6%減）となりました。また、費用においては、店舗数・人員数の増加による家賃増加・人件費増加、リフォーム事業伸長に伴う工事原価の増加、システム関連費用の増加、市場変更・子会社取得等に伴う諸費用等の影響があり、営業費用全体においては402百万円の増加（前年同期比3.9%増）となりました。それらの結果、ハウスコム株式会社単体の営業利益は122百万円増加（前年同期比10.7%増）の1,265百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

① 資金調達

該当事項はありません。

② 設備投資

当連結会計年度において実施いたしました、主な設備投資は次のとおりであります。

事業所名	地区	業種の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	取得価額（千円）			
				建物附属 設備	構築物	工具、器具 及び備品	合計
水戸元吉田町店	茨城地区新店1カ所	仲介及び仲介関連 サービス事業	営業店舗 (賃 貸)	5,817	—	393	6,211
大宮東口店	埼玉地区新店1カ所	仲介及び仲介関連 サービス事業	営業店舗 (賃 貸)	2,840	—	401	3,241
大 森 店	東京地区新店1カ所	仲介及び仲介関連 サービス事業	営業店舗 (賃 貸)	7,122	—	401	7,523
辻 堂 店	神奈川地区新店1カ所	仲介及び仲介関連 サービス事業	営業店舗 (賃 貸)	6,007	—	401	6,408
鷺 沼 店	神奈川地区移転1カ所	仲介及び仲介関連 サービス事業	営業店舗 (賃 貸)	4,394	—	469	4,863
磐 田 店	静岡地区移転1カ所	仲介及び仲介関連 サービス事業	営業店舗 (賃 貸)	4,763	1,099	727	6,590
藤 が 丘 店	愛知地区移転1カ所	仲介及び仲介関連 サービス事業	営業店舗 (賃 貸)	7,498	—	370	7,868
岐阜駅前店	岐阜地区開店予定1カ所	仲介及び仲介関連 サービス事業	営業店舗 (賃 貸)	6,131	—	393	6,525
豊 中 店	大阪地区新店1カ所	仲介及び仲介関連 サービス事業	営業店舗 (賃 貸)	3,952	—	393	4,346
合 計				48,529	1,099	3,950	53,579

リース契約による主な賃貸設備は、次のとおりであります。

名 称	数 量	リース期間	年間リース料	リース契約残高
(オペレーティングリース)				
車 両 運 搬 具	690	5 年	143,956	502,121
工 具、器 具 及 び 備 品	59	1 年	251	103

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第19期 2017年3月期	第20期 2018年3月期	第21期 2019年3月期	第22期 (当連結会計年度) 2020年3月期
営 業 収 益 (千円)	—	—	—	13,015,893
経 常 利 益 (千円)	—	—	—	1,183,076
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	—	—	673,621
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	—	—	—	87円24銭
総 資 産 額 (千円)	—	—	—	9,802,637
純 資 産 額 (千円)	—	—	—	6,459,773
1 株 当 た り 純 資 産 額	—	—	—	832円09銭

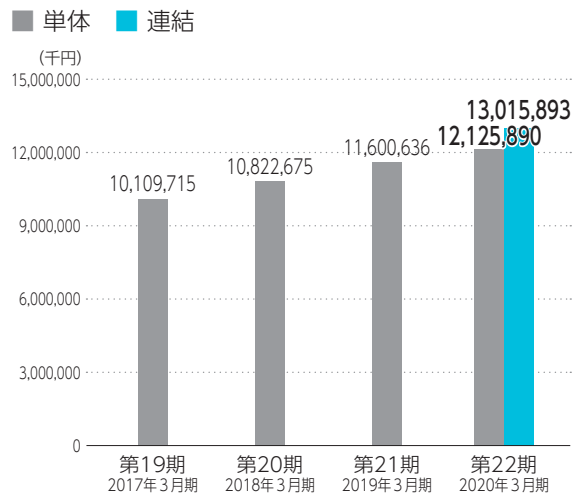
(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第21期（2019年3月期）以前の各数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

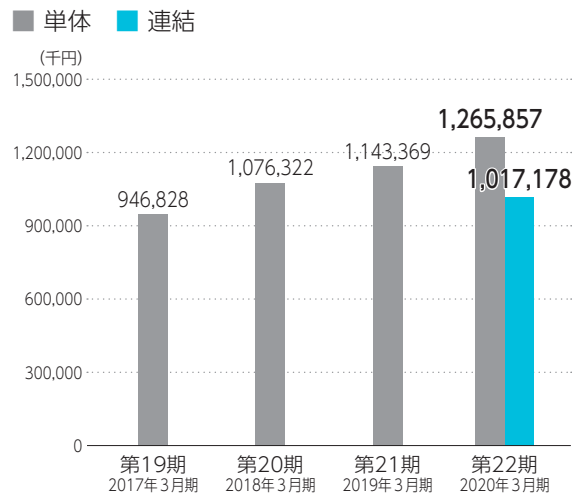
区 分	第19期 2017年3月期	第20期 2018年3月期	第21期 2019年3月期	第22期 (当期) 2020年3月期
営 業 収 益 (千円)	10,109,715	10,822,675	11,600,636	12,125,890
経 常 利 益 (千円)	1,177,801	1,328,309	1,349,109	1,429,879
当 期 純 利 益 (千円)	757,333	856,116	891,467	927,806
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	97円83銭	110円76銭	115円52銭	120円17銭
総 資 産 額 (千円)	7,890,988	8,895,864	9,408,119	9,811,073
純 資 産 額 (千円)	4,832,678	5,438,072	6,034,944	6,699,875
1 株 当 た り 純 資 産 額	621円77銭	699円85銭	778円38銭	863円16銭

(注) 2018年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。2017年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

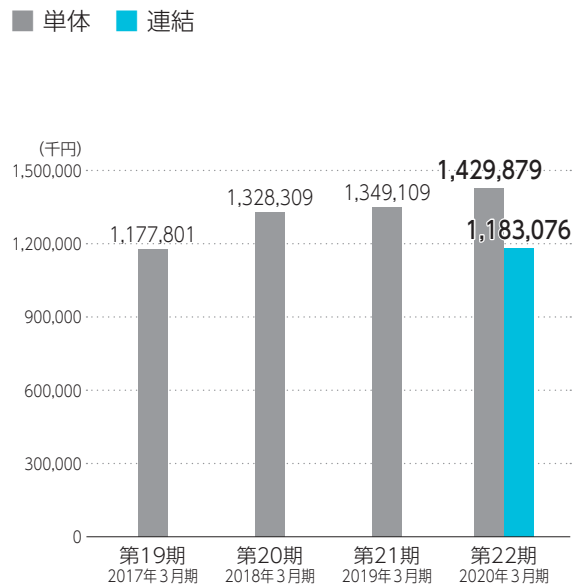
営業収益



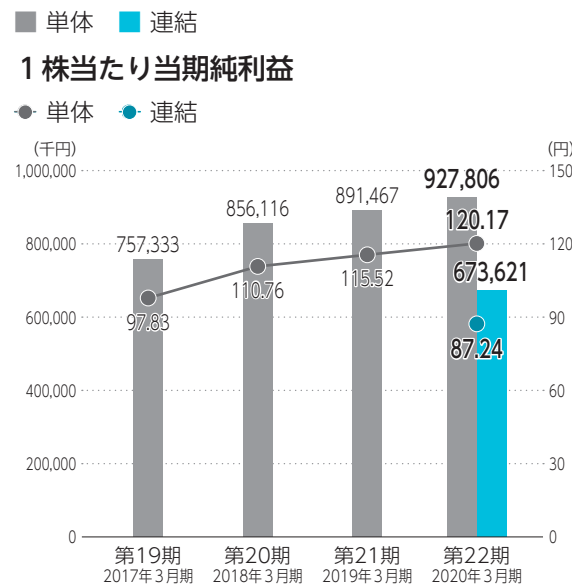
営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益及び当期純損失(△)



(4) 対処すべき課題

当社グループは、中期経営計画において重要方針として定めた4項目（新規出店による規模の拡大、店舗の競争力の強化、新商品・新規事業による収益源の多様化、成長を支える内部体制の充実）の取り組みを着実に進めて参りました。今後も持続的な企業価値の向上のためには、これら方針を具体策として実現していくことが重要であると認識しており、また、それらを進めていく上でコンプライアンスやお客様満足度向上の追及は揺るがせてはならない必要不可欠なものであると受け止めております。

一方、2020年に入ってから、新型コロナウイルス感染症が需要環境や消費者心理、世の中のサービスのあり方全般に大きな影響を与えており、その状況に対して適切に対処していくことが当面の重要課題であると理解しております。

このような状況認識に基づき、優先的に対処すべき課題は以下の通りです。

① コンプライアンスの徹底

当社は、宅地建物取引業法に基づき、国土交通大臣免許（免許証番号：国土交通大臣(4)第6094号）を取得しており、当社が属する不動産賃貸仲介業界は、当該法規制等の下に事業展開しております。法令遵守は企業存続の基本であり、前提であることから、宅地建物取引業法のみならず、関係諸法令を遵守することは当然のことであるとの認識で事業活動しております。これは将来においても変わることのない方針であるため、全社的に更なる徹底が必要であると考えており、全従業員を対象としたEラーニングシステムを活用し、コンプライアンス意識の更なる醸成を進めて参ります。

② お客様満足度の向上

部屋探しのお客様の満足度を高めるためには、仲介斡旋可能な賃貸物件の品揃え（幅広く多数の物件をご紹介できること）と、当社スタッフが高い提案力と好感の持てる接客でお客様に向き合うことが重要であると考えられます。それらをより良くしていくために、物件についての仕入れ・空室情報の入手と、各種研修やOJT等を通じたサービス水準の向上に努めて参ります。

③ 人材育成の強化

優秀な人材を確保することができなければ事業の発展は困難であり、お客様満足度の向上も企業価値の向上も、いずれも実現は困難になります。そのために事業活動の要となる人材の確保・育成強化に努めます。具体的には、入社時からはじまり各職種・各階層別に策定された各種研修プログラムに基づき、計画的に研修を実施し、知識の向上ではEラーニングシステムを活用し人材育成を強化しております。また、経験の幅を広げ蓄積を重ねておくため、店舗間の異動や本社一店舗間の異動を適切なタイミングで行うように努めて

参ります。

④ 不動産テックの導入・活用とオンラインサービスの強化（店舗競争力の強化）

店舗競争力の強化は事業戦略の重要方針の1つであり、そのなかでも、現在、不動産テックと呼ばれるIT技術を活用して部屋探しのお客様のニーズを満たすことが、競争力の重要な要素になっています。当社グループは、早くよりAI（人工知能）を活用した部屋探し支援サービスやマイボックス（個人別連絡用WEBサイト）、AIを活用したチャット機能などを導入してきました。また、最近の社会情勢下で求められるオンラインサービスにも対応済みです。こうした技術の活用は、単に仕組みの導入だけでなく運用における習熟が快適な利便性の鍵になり得るとともに、常により利便性の高いものが求められる可能性があります。これら技術の導入について常に見直しを進めるとともに、スピーディーに習熟して高い品質の実運用を行えるように取り組みを進めて参ります。

⑤ 新規出店の推進

新規出店による規模の拡大は、事業戦略の重要方針の1つであり、事業の成長スピードに影響を与え得るものです。そのため、需要が継続的に見込まれる地域を対象に、良好な立地のテナントについての情報を多数集め、地域バランスやタイミングを考慮しながら新規出店を継続して参ります。

⑥ 新商品・新規事業による収益源の多様化

不動産賃貸仲介業務によって得られる入居者様・家主様との接触機会は、それらの方々の様々なニーズを充足することができれば新しいビジネスの広がりを生むことができます。また、それは当社グループにとっては収益源が多様化することにつながり、事業の安定化と成長の加速をもたらすことのできるものです。新しい収入源を拡大し企業価値の向上につなげるため、新商品の導入や新規事業の立ち上げ・強化に取り組んで参ります。

⑦ 新型コロナウイルス感染症がもたらす影響への対処

新型コロナウイルス感染症の広がりによる社会経済状況の変化については、予測し難く、不確実性の高い状況にあります。一方で、その影響が収束方向に向かい社会経済が回復を始めるプロセスにおいては、これまで一時的に抑制・先送りされていたと考えられる引っ越し・転居の需要が顕在化することが期待できるとともに、経済活動の活性化に伴い転居需要の水準が回復・成長することも予想されます。また、その先には、テレワーク等による新しい働き方・居住環境の選好が浸透することで、これまでにない新たな労働環境及び居住空間を求める需要が発生する可能性があります。

不動産関連事業においては、需要抑制期においては効率的な事業運営が求められており、事業環境に合わせて広告宣伝の内容・費用をはじめとした各種施策の見直しを行って参り

ます。また、対面サービスからオンライン上でのサービスに利用志向がシフトしている状況を踏まえ、既に導入済みのオンライン接客（スマートフォンやパソコン経由で来店時同様に部屋探しをサポート）、オンライン内見（物件見学のオンライン対応）、ＩＴ重説（重要事項説明をオンライン上で行うこと）、更新契約の電子化等、「不動産テック」と呼ばれるＩＴ技術の利用度を高め、部屋探しのお客様のニーズに的確に応えていくようにいたします。そして、その先の成長のために、新規出店、新規商品の導入等を予定しており、事業環境を見ながら順次実行に移して参りたいと考えております。

施工関連事業においては、需要動向に十分に配慮しながら、単価の高いリフォーム工事の受注拡大に注力するとともに、子会社のエスケイビル建材株式会社の技術力・施工管理能力を活用し、シナジーの創出に取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

- ① 入居者斡旋等の不動産仲介業務
- ② 損害保険、並びに広告掲載の代理店業務
- ③ 不動産仲介斡旋に関連して発生する鍵交換やブロードバンドの取次など代理店業務
- ④ リフォーム、請負建築工事等の施工関連業務

(6) 主要な店舗・営業所並びに使用人の状況

① 主要な店舗・営業所

都道府県	店舗名	都道府県	店舗名
栃 木 県	宇都宮店・宇都宮東店・宇都宮南店 小山店	神 奈 川 県	溝の口店・鷺沼店・武蔵小杉店 元住吉店・川崎駅前店・向ヶ丘遊園店 鶴見店・横浜店・関内店・戸塚店 二俣川店・上大岡店・金沢文庫店 青葉台店・日吉店・綱島店・菊名店 横須賀中央店・京浜久里浜店・橋本店 相模原店・相模大野店・本厚木店 海老名店・中央林間店・大和店・秦野店 湘南台店・藤沢店・辻堂店・茅ヶ崎店 平塚店・小田原店 リフォームコム二俣川営業所
群 馬 県	前橋店・高崎店・伊勢崎店・太田店 リフォームコム太田営業所		
茨 城 県	つくば研究学園店・水戸駅前店 水戸元吉田町店		
埼 玉 県	熊谷店・上尾店・大宮店・大宮東口店 武蔵浦和店・北浦和店・浦和店 浦和東口店・南浦和店・蕨店・川口店 東川口店・志木店・和光店・久喜店 春日部店・越谷店・草加店・所沢店 所沢駅前店・川越店 リフォームコム川口営業所		
千 葉 県	千葉店・千葉中央店・稲毛店・勝田台店 八千代台店・津田沼店・北習志野店 船橋店・西船橋店・本八幡店・市川店 行徳店・浦安店・松戸店・柏店 南流山店・成田店 リフォームコム船橋営業所	静 岡 県	沼津店・富士店・静岡草薙店・静岡北店 静岡店・藤枝店・掛川店・磐田店 浜松店・浜松東店・浜松西店 浜松高台店・リフォームコム静岡営業所
東 京 都	瑞江店・西葛西店・小岩店・新小岩店 青砥店・亀有店・押上店・日暮里店 綾瀬店・北千住店・中野店・荻窪店 赤羽店・王子店・成増店・上板橋店 練馬店・石神井公園店・駒込店 池袋西口店・五反田店・三軒茶屋店 桜新町店・明大前店・千歳烏山店 祖師ヶ谷大蔵店・自由が丘店 学芸大学店・大岡山店・蒲田店 大森店・ひばりヶ丘店・吉祥寺店 武蔵境店・三鷹店・武蔵小金井店 国分寺店・国立店・立川店 立川南口店・調布店・府中店 聖蹟桜ヶ丘店・八王子駅前店 八王子店・町田店・町田駅前店 リフォームコム立川営業所	愛 知 県	豊橋店・豊川店・三河豊田店・豊田店 岡崎店・大樹寺店・新安城店・知立店 刈谷店・野並店・塩釜口店・新瑞橋店 藤が丘店・星ヶ丘店・本山店・池下店 上小田井店・浄心店・高畑店 東海通店・小幡店・大曽根店 中村公園店・熱田店・勝川店 春日井店・小牧店・一宮駅前店 リフォームコム名古屋営業所
		岐 阜 県	岐阜店
		三 重 県	四日市店
		京 都 府	桂店・太秦天神川店
		大 阪 府	高槻店・茨木店・豊中店・和泉府中店
		香 川 県	高松店
		福 岡 県	吉塚店・大橋店・天神店
		沖 縄 県	那覇店・小禄店・美里店

② 使用人の状況

1) 企業集団における使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比
1,039 名	－ 名

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。
2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度末比は記載されておりません。

2) 当社における使用人の状況

使用人数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
1,020 名	29 名増	34.4 歳	6.4 年

- (注) 使用人数は就業人員数であります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金 (千円)	親会社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
大東建託株式会社	29,060,991	51.8	建物賃貸事業の企画・建築

当社は、親会社が建設した賃貸建物に対し、一般賃貸建物と同様に当社の本業の一部として入居者の仲介斡旋を行っております。

② 子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
ハウスコムテクノロジー株式会社	東京都港区	45,000千円	100.0%	広告代理店業務、WEBサイトの運営・管理業務、印刷物の制作業務
エスケイビル建材株式会社	埼玉県富士見市	10,000千円	100.0%	塗装工事、金属製建具工事、内装工事など建築物の施工、営繕及び工事管理業務等

- (注) 1. 当社は、2019年5月1日付で、親会社である大東建託株式会社よりジューシー出版株式会社（現ハウスコムテクノロジー株式会社）の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。
2. 当社は、2019年7月1日付で、エスケイビル建材株式会社の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
当社は、特定完全子会社はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年4月26日開催の取締役会において、2019年5月1日付でジューシー出版株式会社の株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。同社はインターネット住SEEの運営・管理及び広告出稿の代理店事業を中核事業とし、広告代理店事業などは当社の不動産賃貸仲介事業と関連し、事業運営の連動性を高め、事業シナジーによる効果が最大化するものと判断いたしました。

また、2019年6月21日開催の取締役会において、2019年7月1日付でエスケイビル建材株式会社の株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。同社は、塗装工事や金属建具工事、リニューアル工事やマンションリフォームなど幅広い分野の工事業務を行っており、施工関連事業における両社の連携を進め、工事管理等の一連の業務において相互の強みを活かし、事業シナジーによる効果が期待できるものと判断いたしました。

当該株式取得に伴い、2020年3月期よりジューシー出版株式会社（現ハウスコムテクノロジー株式会社）とエスケイビル建材株式会社は当社の連結子会社となります。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況

① 発行可能株式総数	20,000,000株
② 発行済株式の総数	7,725,762株（自己株式64,238株を除く）
③ 当事業年度末の株主数	3,366名
④ 大株主の状況	

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
大 東 建 託 株 式 会 社	4,000,000	51.77
ハ ウ ス コ ム 従 業 員 持 株 会	336,400	4.35
多 田 勝 美	310,000	4.01
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（信 託 口）	111,600	1.44
秋 山 峰 延	79,400	1.03
田 浦 光 敏	61,000	0.79
田 村 穂	60,200	0.78
熊 切 直 美	60,000	0.78
稲 田 昭 夫	60,000	0.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	46,000	0.60

（注）持株比率は、自己株式（64,238株）を控除して算出しています。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2014年5月15日 取締役会発行決議	2015年5月21日 取締役会発行決議	2016年5月18日 取締役会発行決議	2017年5月16日 取締役会発行決議
新株予約権の払込金額	1株当たり 269.98655円	1株当たり 655.51円	1株当たり 595.915円	1株当たり 827.075円
新株予約権の行使価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使条件	1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。 3. 上記1、2に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。 ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）、当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 4. 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。			
新株予約権の行使期間	2014年5月31日から 2044年5月30日まで	2015年6月6日から 2045年6月5日まで	2016年6月4日から 2046年6月3日まで	2017年6月2日から 2047年6月1日まで
当社役員の保有状況	取 締 役			
新株予約権の数	155個	56個	57個	53個
目的となる株式の種類及び数	普通株式31,000株	普通株式11,200株	普通株式11,400株	普通株式10,600株
保有者数	1人	2人	2人	2人

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
田 村 穂	代表取締役	社長執行役員	－
安 達 昌 功	取 締 役	執 行 役 員 業務管理部長	－
竹 内 啓	取 締 役	－	大東建託株式会社 常務取締役 不動産事業本部長 大東建託リーシング株式会社 取締役 大東建託パートナーズ株式会社 取締役 少額短期保険ハウスガード株式会社 取締役 大東エナジー株式会社 取締役 ハウスリーブ株式会社 取締役 ハウスペイメント株式会社 取締役
石 本 哲 敏	取 締 役	－	弁護士 石本哲敏法律事務所 代表弁護士 あいホールディングス株式会社 社外監査役 岡部株式会社 社外取締役
角 田 朋 子	取 締 役	－	公認会計士 角田朋子公認会計士事務所 代表公認会計士 株式会社Lumiere 代表取締役
村 岡 彰	常 勤 監 査 役	－	－
岡 本 司	監 査 役	－	公認会計士 大東建託株式会社 経理部長 大東建託リーシング株式会社 監査役 大東建託パートナーズ株式会社 監査役 DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD. 代表取締役社長 大東エナジー株式会社 監査役 ハウスペイメント株式会社 監査役 ハウスリーブ株式会社 監査役 株式会社ガスパル 監査役
今 井 良 明	監 査 役	－	公認会計士・税理士 今井公認会計士事務所 代表 グランツ税理士法人 代表社員 グランツ・コンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社シンシア 社外監査役
鶴 田 信一郎	監 査 役	－	弁護士 独立開業 弁護士

(注) 1. 取締役石本哲敏氏及び角田朋子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役今井良明氏及び鶴田信一郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 取締役角田朋子氏、監査役岡本司氏及び今井良明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 当社は、取締役石本哲敏氏及び角田朋子氏、並びに監査役今井良明氏及び鶴田信一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
(参考) 2020年4月1日現在の執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

氏 名	新所属・役職
田村 穂	代表取締役 社長執行役員
安達 昌功	取締役 執行役員 ITシステム部長
塚田 敦志	執行役員 第4営業部長
尾崎 雅哉	執行役員 第5営業部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	4名	101,172千円
監 査 役	3名	24,174千円
計 (うち社外役員)	7名 (4名)	125,346千円 (15,600千円)

- (注) 1. 当事業年度末での取締役の人数は5名、監査役の人数は4名であります。上記の支給人数には、無報酬の取締役1名、無報酬の監査役1名をそれぞれ除いております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第9期定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない）と決議をいただいております。
- また別枠で、2013年6月24日開催の第15期定時株主総会において株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額30,000千円以内と決議をいただいておりますが、2018年6月22日開催の第20期定時株主総会において譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額30,000千円以内と決議をいただき、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストック・オプション制度は廃止し、今後、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたしました。また、2019年6月21日開催の第21期定時株主総会において譲渡制限付株式の付与のための報酬額を改定し、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額60,000千円以内と決議をいただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第10期定時株主総会において年額25,000千円以内と決議をいただいております。
5. 取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬として、9,388千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容	関係
社外取締役	石本哲敏	石本哲敏法律事務所 あいホールディングス株式会社 岡部株式会社	弁護士 社外監査役 社外取締役	－
	角田朋子	角田朋子公認会計士事務所 株式会社 Lumiere	公認会計士 代表取締役	－
社外監査役	今井良明	今井公認会計士事務所 グランツ税理士法人 グランツ・コンサルティング株式会社 株式会社 シンシア	代表社員 代表取締役 社外監査役	－
	鶴田信一郎	独立開業	弁護士	－

(4) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	石本哲敏	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的知識・経験等を当社の経営強化のため、発言を行っております。
取締役	角田朋子	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、財務・会計の専門家としての見地から、重要事項の決定と業務執行の監督機能強化のため、発言を行っております。
監査役	今井良明	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、監査役会13回のうち13回に出席し、財務・会計の専門家としての見地から、業務執行に対する意見を述べております。
監査役	鶴田信一郎	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、監査役会13回のうち13回に出席し、法律の専門家としての見地から、業務執行に対する意見を述べております。

上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(5) 社外役員の責任限定契約に関する事項

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を責任の限度としております。

(6) 社外役員の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額	親会社等又は当該親会社等の 子会社等からの役員報酬等
社外取締役の報酬等の総額等	2名	8,600千円	－千円
社外監査役の報酬等の総額等	2名	7,000千円	－千円

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス監視委員会は、業務遂行に関する法令遵守の状況を継続チェックする。
- ② 内部監査室が全拠点を対象に業務監査を実施し、社内基準に基づいた業務遂行が行われているかをモニタリングする。
- ③ 監査役は、必要に応じて内部監査室等と連携して、取締役の職務の執行の状況並びに取締役会の決議事項の実施状況を監視する。
- ④ 公益通報制度の窓口（内部通報窓口）を設置して、業務実施レベルでの法令遵守の確保、不正行為等の未然防止と早期発見に努める。
- ⑤ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは、取引関係を含め一切関係を持たない。不当な要求に対しては、対応マニュアルに基づき、弁護士や警察等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を電磁的記録を含む文書（以下「文書等」とする。）により保存する。
- ② 文書等の保存期間は文書管理規程等の会社規程による。
- ③ 当該情報については、文書管理規程・個人情報保護規程を始めとする情報セキュリティに関する社内規程に基づき適正に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス監視委員会は、各部門と連携して、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む。
- ② コンプライアンス監視委員会は、内部監査室と連携し、経営活動における法令遵守に関するリスク管理を行う。
- ③ 業務の有効性及び財務報告の信頼性を確保するため、内部監査室と各部門が連携し、内部統制の運用体制を強化する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営上の意思決定を迅速に行うため、取締役の人数を少人数におさえ、取締役会を少人数で構成している。取締役会は、毎月1回開催し、法令及び定款に記載された事項並びに事業運営に関わる重要な事項を決定する。
- ② 取締役、営業部門の部長、並びに営業部の推進管理職等が参加する営業部会議を定期的に行い、個別具体的な業務上の課題・問題の対策協議を行う。当該会議は、現場の具体的な課題・問題を経営層が迅速に把握し、対処できる仕組みとする。

- ③ 取締役会で決定された経営上の基本方針に基づき、具体的な業務計画を策定し、当該計画に係る業務を執行するための手続き等を諸規程に定め、適正で効率的な業務執行が可能となる体制とする。

(5) 当社及び親会社、子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき、子会社の職務の執行に係る重要事項を適宜報告させる。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社は、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき、子会社の経営活動における法令遵守に関する重要事項を適宜報告させるとともに、当社の内部監査及び監査役監査を子会社にも実施する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、当社の部門長に子会社の取締役等を兼務させることにより、当社の経営上の基本方針を迅速に子会社にも浸透させ、また、子会社の現場の具体的な課題・問題を当社に適宜報告させることにより、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき、当社の内部監査及び監査役監査を子会社にも実施するとともに、当社の内部通報窓口を子会社にも適用して、業務実施レベルでの法令遵守の確保、不正行為等の未然防止と早期発見に努める。
- ⑤ その他の当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、企業の独立性を保持しつつも、親会社の企業集団に属する立場から、法令等の遵守に関する当社の規程だけではなく、親会社の規程にも沿った内部統制システムを構築し、業務を執行する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が当該使用人を置くことを求めた場合は、適切な人物を専属の使用人として選任し、その補助業務を行わせる。

(7) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指示は受けないものとする。当該使用人の人事考課は監査役が行い、当該使用人の選任・解任については、監査役の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人、並びに、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。報告の方法については取締役会と監査役会の協議により決定する。また、かかる監査役への情報提供を理由とした不利な処遇は、一切行わない。
- ② 監査役は、取締役会に出席し、適宜意見を述べる。また、全社的に重要な会議及び全社的な委員会等へ必要に応じて出席し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、必要に応じて取締役及び会計監査人と意見交換する。
- ② 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対して、ヒアリングを実施する。
- ③ 監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」に則った運用を実施しており、その主な取組みは以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制について

- ① コンプライアンス規程に基づき、社長、常勤監査役及び各部門の責任者で構成されるコンプライアンス監視委員会を四半期に1回開催し、法令及び社内規程の遵守状況などの重点確認事項に関し担当部署から報告を受けるとともに、問題発生時に備えた対応及び防止策について検討いたしました。
- ② 内部通報規程に基づき、問題の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置し、調査及び適切な措置の実行に備えました。

(2) リスク管理体制について

- ① 経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスク管理規程を制定してリスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。
- ② 内部監査室は、内部監査規程及び関係会社管理規程に基づき、子会社を含め組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に取締役に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

(3) 取締役の職務執行について

当社は、取締役会規程に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を12回開催しております。

(4) 監査役の職務執行について

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されております。当事業年度においては、13回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行い、子会社を含めた取締役の職務の執行について監視をしております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会に加えて経営会議等の重要な会議に出席しております。また、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めています。定例の監査役会を開催しているほか、会計監査人及び内部監査室との情報交換や、代表取締役と定期的な面談を行っております。

(備考) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,717,391	流動負債	2,655,515
現金及び預金	5,940,463	営業未払金	456,961
受取手形及び営業未収入金	387,095	リース債務	6,163
有価証券	29,983	未払金	191,329
たな卸資産	83,292	未払費用	380,161
前払費用	182,791	未払法人税等	436,652
その他	94,576	未払消費税等	213,239
貸倒引当金	△812	前受金	12,999
固定資産	3,085,246	預り金	194,366
有形固定資産	443,612	従業員預り金	111,351
建物附属設備	893,315	賞与引当金	652,290
減価償却累計額	△537,834	固定負債	687,348
構築物	45,663	長期預り保証金	32,288
減価償却累計額	△23,538	リース債務	15,227
工具、器具及び備品	212,020	退職給付に係る負債	616,332
減価償却累計額	△182,240	資産除去債務	23,500
リース資産	90,433	負債合計	3,342,864
減価償却累計額	△54,205		
無形固定資産	575,406	純 資 産 の 部	
のれん	106,305	株主資本	6,411,532
商標権	2,111	資本金	424,630
ソフトウェア	43,309	資本剰余金	338,832
ソフトウェア仮勘定	418,719	利益剰余金	5,719,442
電話加入権	4,295	自己株式	△71,372
その他	664	その他の包括利益累計額	16,969
投資その他の資産	2,066,226	退職給付に係る調整累計額	16,969
投資有価証券	6,465	新株予約権	31,271
営業保証金	910,000	純資産合計	6,459,773
差入保証金	552,491	負債及び純資産合計	9,802,637
長期前払費用	40,691		
繰延税金資産	524,431		
その他	32,145		
資産合計	9,802,637		

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	13,015,893
仲介手数料収入	5,415,205
仲介業務関連収入	6,215,509
完成業務高	1,342,759
その他の収入	42,419
営業費用	11,998,715
営業利益	1,017,178
営業外収益	166,981
受取利息	588
受取配当金	160,200
雑収入	6,192
営業外費用	1,083
支払利息	175
雑損失	907
経常利益	1,183,076
特別損失	53,624
減損損失	53,624
税金等調整前当期純利益	1,129,451
法人税、住民税及び事業税	507,061
法人税等調整額	△51,231
当期純利益	673,621
親会社株主に帰属する当期純利益	673,621

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	424,630	330,579	5,323,787	△78,211	6,000,785
当期変動額					
剰余金の配当			△277,967		△277,968
親会社株主に 帰属する当期純利益			673,621		673,621
自己株式の取得				△18,026	△18,026
自己株式の処分		8,252		24,866	33,118
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
当期変動額合計	－	8,252	395,654	6,839	410,746
当期末残高	424,630	338,832	5,719,442	△71,372	6,411,532

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	13,829	13,829	31,271	6,045,887
当期変動額				
剰余金の配当				△277,967
親会社株主に 帰属する当期純利益				673,621
自己株式の取得				△18,026
自己株式の処分				33,118
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	3,139	3,139		3,139
当期変動額合計	3,139	3,139	－	413,885
当期末残高	16,969	16,969	31,271	6,459,773

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,485,409	流動負債	2,401,400
現金及び預金	5,498,448	営業未払金	201,489
営業未収入金	664,824	リース債務	6,163
有価証券	29,983	未払金	193,148
たな卸資産	53,647	未払費用	378,357
前払費用	182,210	未払法人税等	435,822
その他	56,294	未払消費税等	213,239
固定資産	3,325,663	前受金	4,753
有形固定資産	443,363	預り金	206,450
建物附属設備	893,315	従業員預り金	111,280
減価償却累計額	△537,834	賞与引当金	650,693
構築物	45,663	固定負債	709,797
減価償却累計額	△23,538	長期預り保証金	32,288
工具、器具及び備品	208,791	リース債務	15,227
減価償却累計額	△179,261	退職給付引当金	638,781
リース資産	90,433	資産除去債務	23,500
減価償却累計額	△54,205	負債合計	3,111,198
無形固定資産	468,430	純 資 産 の 部	
商標権	2,111	株主資本	6,668,603
ソフトウェア	42,809	資本金	424,630
ソフトウェア仮勘定	418,719	資本剰余金	338,832
電話加入権	4,125	資本準備金	324,630
その他	664	その他資本剰余金	14,202
投資その他の資産	2,413,869	利益剰余金	5,976,513
投資有価証券	6,465	利益準備金	220
関係会社株式	389,145	その他利益剰余金	5,976,293
営業保証金	910,000	繰越利益剰余金	5,976,293
差入保証金	551,978	自己株式	△71,372
長期前払費用	39,568	新株予約権	31,271
繰延税金資産	516,712	純資産合計	6,699,875
資産合計	9,811,073	負債及び純資産合計	9,811,073

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	12,125,890
仲介手数料収入	5,415,205
仲介業務関連収入	4,028,706
完成業務高	1,089,239
その他の収入	1,592,738
営業費用	10,860,033
営業利益	1,265,857
営業外収益	165,093
受取利息	583
受取配当金	160,200
雑収入	4,309
営業外費用	1,071
支払利息	163
雑損失	907
経常利益	1,429,879
特別損失	53,624
減損損失	53,624
税引前当期純利益	1,376,254
法人税、住民税及び事業税	505,034
法人税等調整額	△56,586
当期純利益	927,806

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	424,630	324,630	5,949	330,579	220	5,326,454	5,326,674
当期変動額							
剰余金の配当						△277,967	△277,967
当期純利益						927,806	927,806
自己株式の取得							
自己株式の処分			8,252	8,252			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	8,252	8,252	－	649,839	649,839
当期末残高	424,630	324,630	14,202	338,832	220	5,976,293	5,976,513

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△78,211	6,003,672	31,271	6,034,944
当期変動額				
剰余金の配当		△277,967		△277,967
当期純利益		927,806		927,806
自己株式の取得	△18,026	△18,026		△18,026
自己株式の処分	24,866	33,118		33,118
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
当期変動額合計	6,839	664,931	－	664,931
当期末残高	△71,372	6,668,603	31,271	6,699,875

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

ハウスコム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 香川 順 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 志賀 健一朗 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハウスコム株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハウスコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

ハウスコム株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 香川 順 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 志賀 健一朗 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハウスコム株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

ハウスコム株式会社	監査役会
常勤監査役 村岡 彰	㊞
監査役 岡本 司	㊞
社外監査役 今井 良明	㊞
社外監査役 鶴田 信一郎	㊞

以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会 会場ご案内図

■ 日時

2020年6月19日（金曜日）
午前10時開会（午前9時受付開始）

■ 会場

東京都千代田区大手町1丁目5番1号
大手町ファーストスクエア カンファレンス
イーストタワー2階 Room B

■ 会場までの交通

- JR：東京駅 丸の内北口 より 徒歩4分
- 地下鉄（東京メトロ 丸の内線／東西線／千代田線／半蔵門線）：
都営地下鉄 三田線）：
大手町駅 C8・C11・C12出口 より 徒歩1分

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

ご来場の際のご注意

当ビルには、セキュリティ強化のため、エレベーターホール入口にゲートが設置されております。
お越しになる際には、セキュリティカードが必要となります。
お手数ですが、1階 エントランス内のカンファレンス専用受付にてお受け取りになり、ご来場ください。

